

1-3 通学

1. 自転車通学

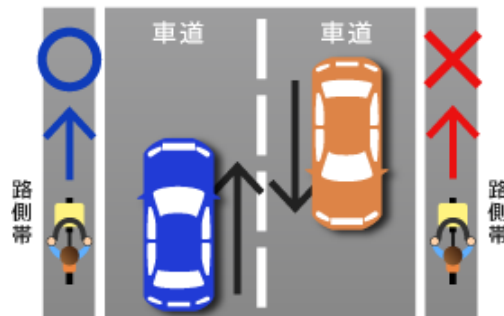
自転車を利用して通学する場合、交通ルールを守って、歩行者にも十分気をつけてください。数人が横に広がって話をしながら自転車を運転するのは危険かつ、通行の妨げになる行為です。

ヘッドホンやイヤホンをつけて音楽を聴きながら自転車を運転している人がいますが、周囲の音が聞こえにくくなるため、背後から来る自動車に気づかず、事故にあうことがありますので、運転中はイヤホンははずしましょう。たとえば東京都では、自転車運転中の携帯電話の使用、イヤホン、傘さしは、条例で禁止されています。

また、自転車は所定の駐輪場にきちんと並べて止めてください。自転車を離れるときは必ず鍵をかけましょう。

自転車は、道路交通法で自動車と同じく左側通行に限定されています（右側の路側帯の走行を禁止）。違反すると3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。

交通規則を守り、ほかの人の迷惑にならないようにしましょう。



自転車運転にかかわる危険行為

道路交通法では、次の15項目が自転車の運転にかかわる「危険行為」として制定されています。「安全運転義務違反」は危険行為として定められている項目のひとつです。スマートフォンを運転中に使って、違反行為とならないようにしてください。

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
車両進入禁止、一方通行などの標識に自転車も従う（「自転車を除く」「軽車両を除く」という補助標識がある場合を除く）。
3. 歩行者用道路での徐行違反等
歩行者用道路（歩道）がある道路では、原則として車道を通行する。やむをえず歩道を通行する場合は、徐行する義務がある。
4. 通行区分違反
車道の左側を通行する。中央線がない場合は中央より左を通行する。
5. 路側帯での歩行者の通行妨害
歩道がない道路の路側帯（白線の道端側）では、歩行者の通行を妨げてはならない。
6. 遮断機が下りた踏切への進入

7. 交差点での優先道路通行車妨害等
信号のない交差点で、左から来る車両や優先道路を通行する車両等の通行を妨害したり、安全に通行しないなど。
8. 交差点での優先車妨害等（自転車は歩行者と同じく、2段階で渡らなければならない）
交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為。
9. 環状交差点での安全進行義務違反等
10. 指定場所での一時停止違反
11. 歩道での歩行者妨害（自転車通行が許可されている歩道でも歩行者が優先）
12. ブレーキのない自転車運転（両輪とも必要）
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反
以下のような行為にあたります。
 - スマートフォンを操作するなどの「ながら運転」
 - イヤホンを装着し、外部音が聞こえない状態での運転
 - 傘さし、2人乗り（幼児用座席は除く）
 - 夜間の無灯火運転、手放し運転、スピード超過
15. 妨害運転
ベルをしつこく鳴らす、不必要な急ブレーキ、逆走、幅寄せなどの行為。

これらの危険行為について、3年間で2回以上摘発された運転者は、自転車運転者講習の受講が義務づけられています（対象は14歳以上）。公安委員会の命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に講習を受けないと、5万円以下の罰金刑となります。



[自転車スマホ事故：歩行者死亡 元女子大生に有罪判決 Y地裁支部](#)

2. 通学時の事故

通学時に事故にあったときは、その場で解決しようとせずに、必ず保護者と警察に連絡してください。警察で事故の手続きを正しく行い、賠償責任を明らかにするとともに、必要に応じて保険制度を使います。学校で保険に加入している場合もありますので、学校にも届け出てください。

また、事故によるけがなどで授業を長期間欠席するような場合は、必ず学校に届け出てください。

3. 電車やバス内でのマナー

公共交通機関を利用する場合は次のことに気をつけましょう。

- 割り込みや駆け込み乗車をしない。
- 大声でしゃべらない。
- 携帯電話で通話をしない。電源を切るかマナーモードにしておく。
- 車内で飲食をしない。
- ヘッドホンやイヤホンから音漏れするような大音量で音楽を聴かない。
- 切符を買うときやバスの料金を現金で払う場合は、あらかじめ小銭を準備しておき、後がつかえないように心がける。
- 電車に乗るときは、ドアの前で降りる人を待ってから乗る。
- 体の不自由な人、お年寄り、妊婦や乳幼児連れに席をゆずる。



4. 通学定期券の不正使用

通学定期券は正規のルートで購入しましょう。通学定期券として購入できる区間は、自宅の最寄り駅から学校の最寄り駅までの最短経路です。部活などほかの用途で通学定期券を購入することはできません。

これらに違反すると、

(1)鉄道会社が学校・警察に通告



(2)罰則金の支払い



(3)学校からの処分



場合によっては詐欺罪などで起訴され……



(4)履歴書の賞罰欄に記載しなければならない

などというケースも考えられます。

軽い気持ちでやっていたとしても、これは法律（鉄道営業法）に触れる行為です。また、罰則の対象はそのような行為をした生徒だけでなく、その生徒が在籍している学校全体で通学定期を使用できなくなった、という事例もあります。